

仁愛大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

仁愛大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、仁愛大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的等は、学則第1条に明文化され、これを受けて、学部・学科の教育目的が策定されている。大学院の教育研究目的については、大学院人間学研究科規程に、より専門的な観点から具体的かつ簡潔に明文化されている。

これらの規則は、建学の精神である「仁愛兼濟」の理念を取込んでわかりやすく表現されており、学校教育法、大学設置基準等の法令にも適合している。学部・学科の固有の教育研究上の目的及びその設置形態については、社会に求められる人材ニーズの変化に対応して見直しを検討している。

大学の使命・目的等については、毎年1回、教職員を対象に学園長からの講話の機会を設け、理解と支持を深めるように努力し、学生に対しては、1年次前期の必修科目においてカリキュラムの一部を充てて学園長自らが講話を行うと共に、学生便覧、ホームページ等の各種媒体を通して周知を図り、また、教育研究組織の構成と整合性が保たれている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れの方針は明確に定められ、受験生に周知が図られている。面接試験により適合性を把握する工夫もなされ、広報の強化などにも取り組んでいる。教育課程の編成方針はカリキュラムポリシーに明示され、シラバスには授業外での学修方法についての指示もある。学修支援のためのTA(Teaching Assistant)やオフィスアワー制度が実施され、学生の意見は、多様なルートを通じてくみ上げることができる。卒業・修了認定のための基準は、学則及び各学部の履修規程に定められ、教授会の議を経て厳正に認定されている。

キャリア支援のためにインターンシップが単位認定され、教育目的の達成状況については、FD(Faculty Development)活動を通じて教員や学生に対する結果のフィードバックも行われている。また、学生の学修や日常生活などの実態を把握し、学生サービスに反映させている。

教育環境の整備は全般的に大学設置基準を大幅に上回っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営・管理については健全に運営されており、ホームページによる情報公開に努めている。理事会は、法人の意思決定機関として、学校法人福井仁愛学園寄附行為に基づき適切に運営され、戦略的意思決定ができる体制を整えている。学長のリーダーシップに関しては、副学長2人と事務局次長(学長補佐)が補佐し、機能性を発揮するための体制としている。理事長は、教職員とのコミュニケーションを図り、教職員の意見をくみ上げる体制

も整備されている。

組織編制は、職員個人の要望、各部署の長の意見書をもとに、法人として総合的な判断を行い、業務に必要な職員を適切に配置し、SD(Staff Development)研修会も確立されている。財政に関して、過去 5 年間、収入と支出のバランスが保たれている。人件費比率、教育研究経費比率は、全国平均と同水準で推移している。会計処理は、学校法人福井仁愛学園経理規程及び学校法人会計基準に基づき適正に処理され、監査は厳正に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、学長を委員長とした「自己評価委員会」と、その事業を推進するための「点検評価室」を置き、恒常的な実施体制が整備され、報告書作成が定期的に行われている。報告書については、学内ネットワーク上に配置して確認期間を設けるなど、透明性の確保を図っている。平成 26(2014)年度からは、IR(Institutional Research)委員会を「総合企画室」に新設するなどして体制整備のより一層の充実を図っている。

各部局及び各センター等で、事業計画書に基づいた PDCA シートを作成し、次年度への展開を PDCA サイクルとして機能させ、大学運営の改善・向上を図る仕組みの確立に努めている。また、事業計画実行の検証を実施するなど、PDCA サイクルは機能していると判断することができる。

総じて、教育研究目的の明確化とその実践、教育課程における学生の学修支援や経済支援及び就職指導等は、教職員の日々の努力のもと適切に実施されている。経営管理と財務においても健全な状態を維持している。昨今の 18 歳人口の減少のもと、一部の学科に入学人数減少の課題を抱えているが、従来の地域連携の基盤を生かしながら、今後とも教育の質的向上のための努力を継続されたい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的については、学則第1条に、「本学は、教育基本法及び学校教育法に遵い、すべてのいのちのつながりの尊重と相互敬愛の仏教精神を基本とし、豊かな人間性の涵養と専門の学芸の教授研究を通して、社会の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」と明文化され、これを受けて、学部・学科ごとの教育研究上の目的は学則第3条の2に簡潔に記されている。大学院の使命・目的及び教育目的については、大学院学則第1条に明記され、大学院人間学研究科規程第3条には、「人間学的視点と、心理に関する高度の専門知識を基盤とした心理臨床のための研究能力と実践的技法の習得を目指す。このため、臨床心理士の資格取得に対応する教育課程を中心に構成し、社会での心理臨床に関する活動分野に即応した専門的職業能力を付与する教育研究を展開する」と、より専門的な観点から明文化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学則第1条に明記されている「すべてのいのちのつながりの尊重と相互敬愛の仏教精神」という言葉は、大学の個性・特色の明示のために、建学の精神である「仁愛兼濟」の理念を取込んでわかりやすく表現したものである。使命・目的についてのこの基本的な考え方は、大学院の場合にも共通している。

また、学則第1条に明文化された使命・目的は、学校教育法第83条、大学設置基準第2条（教育研究上の目的）、第40条の4（大学等の名称）等の法令にも適合している。

変化への対応については、建学の理念に挙げている「仏教精神にもとづく人間性の涵養」を目指す点においては社会情勢に左右されるものではないとしている。しかし、学部・学科の固有の教育研究上の目的及びその設置形態については、社会に求められる人材ニーズの変化に対応して見直しを検討している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的については、毎年1回、教職員を対象にして開催される建学の精神研修会において、学園長からの講話、その後の質疑応答において理解と支持を深めるように講じている。この研修会では毎回、アンケートをとり、理解度の浸透度合いを測る資料にもなっている。

使命・目的及び教育目的は、寄附行為や学則の他、学生便覧、ホームページ、オープンキャンパス等、各種媒体を通して学内外に周知を図っている。

また、「学校法人福井仁愛学園 中長期計画 2012-2016」では、教育理念・方針・目標の明確化を重点ビジョンの一つに掲げており、2学部4学科のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの中にも反映させている。

これらのことから、教育研究組織の構成とも整合性が保たれている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

入学者受入れの方針は、学則等に明示された学部・学科・大学院の目的ののっとして明確に定められ、建学の精神と併せて大学ホームページ、大学案内、学生便覧等で公開されている。また、進学相談会やオープンキャンパスを通じて、受験生に直接説明が行われており、周知が図られている。

入学者受入れの方法は多種多様であり、推薦入試の面接試験等を中心に、受入れ方針に適合しているかどうかを確認する工夫がされている。入学定員を割込んでいる学科はあるが、大学全体としての収容定員充足率は概ね適正である。平成26(2014)年度においては将来構想委員会を設置した。今後更なる努力により、それぞれの学科の定員を満たすよう期待したい。

【参考意見】

○人間学部コミュニケーション学科では定員充足率が低く、現在進行中の改善計画を速やかに確実に実施することが望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえた教育課程の編成方針はカリキュラムポリシーとして明示され、学生便覧、入学案内、大学ホームページ等に公開されて適切に周知されている。また、教育課程の体系はカリキュラムツリーとして可視化され、科目ナンバリングも行われている。

単位制度については、人間学部において履修登録単位数の上限が適切に定められている。全学的には、1 単位あたりの「授業時間」「自習時間」について履修規則に明記され、シラバスには授業外での学修方法について指示がある。

教授方法の工夫・開発については、学部・研究科ごとに取組まれている。平成 26(2014)年度から「授業改善計画書」を全教員が学長へ提出することを義務付けるなど、教授方法の改善のための FD 活動は、組織的な取組みがなされている。

【参考意見】

○人間生活学部における単位の実質化のための年間履修登録単位数の上限設定と資格取得の関連について、検討が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員の協働による支援については、入学・広報センター及び学生支援センターと教員とが協働して入学前教育やガイダンスを行っており、また教務課と教員が協働して欠席者の調査・指導を行っている。

TA 等の活用による学修支援及び授業支援の充実については、一部の授業と、英語教育センター、ラーニング・commons、情報サポート室において、TA 等が学生の学修を支援している。支援の充実のためのオフィスアワー制度が全学的に実施されており、中途退学者等への対応は指導教員及び学生相談室によるサポート等でなされている。学生の意見等は、授業評価アンケートでの自由記述、学生生活アンケート、個人面談においてくみ上げることができる体制となっている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了認定のための基準は、学則及び各学部の履修規程に定められており、周知もなされている。また、単位認定状況を示す GPA(Grade Point Average)制度については学生便覧に明記され、履修指導や奨学生の選考、教員採用試験の際の推薦基準等で活用されている。人間学部では GPA3.0 以上の場合はキャップ制を緩和する措置をとっている。

卒業認定は各学部教務委員会における所定要件確認の後、教授会の議を経て認定され、厳正に行われている。研究科における単位の認定及び修了要件も学部同様明確に規定され、修了要件の一つである修士論文の審査及び試験の可否は、審査委員会を経て研究科会議で決定されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教職員が一体となった「キャリア支援センター」をはじめ、地域に根差した「中小企業職場見学バスツアー」など、キャリア支援の体制が充実している。また、4年間にわたるキャリア支援プログラムが確立され、1年生の進路・就職への意識付けから4年生の最新の求人情報提供や就職支援が実施されており、平成27(2015)年3月卒業生の就職率はいずれの学科も高い結果を示している。

各学部学科で専門職就職支援のための取組みが行われている。また、就職状況の調査及び学生の意識調査、採用に関するアンケート調査が行われ、結果は活用されている。

インターンシップは「フィールドワーク演習」として単位認定され、学生の貴重な就業体験の場として活用されている。また、大学院人間学研究科では、研修員制度を設けて現場経験を積む機会を付与させる試みも行われている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育内容・方法及び学修指導等の改善は、主に FD 活動において取組まれている。

授業評価アンケートにおいて、各授業における学生の学修時間及び学修行動が把握されており、学修状況に関する分析もされている。また、結果については教員間の意見交換会において改善策が検討されており、即時回答可能な意見については学生に対するフィードバックも行っている。さらに、「仁愛大学 FD 推進活動報告書」に記載し全教職員に配付してフィードバックを図っている。

各学部学科研究科の免許・資格取得状況及び就職状況の調査から、教育目的の達成状況の点検が行われている。また、キャリア支援にまつわるアンケートを実施しており、その中で、社会福祉施設および一般企業に対する調査結果を参考に、教育内容改善のためのフィードバックが行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導のために学生支援センターが設置され、学生の経済的援助をはじめとした学生支援のための組織体制が整備されている。また、部活動、サークル活動への経済的支援と危機管理面からの指導を行うなどして、学生の課外活動への支援を行っている。

「保健管理室」「学生相談室」を設置し、学生の定期健康診断をはじめとした健康相談や保健指導、カウンセラーを配置し助言・相談を行うなど、学生への相談・対応を適切に実施している。

年 1 回実施する「学生生活実態調査」を通して、学生の学修や日常生活などの生活意識の実態を把握し学生生活の充実向上支援の基礎資料とするなど、学生の意見を学生サービスにくみ上げる制度が整備されている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準に適合する教員数が確保され、専門領域を強化するための兼任教員の依存率も適切である。また、「仁愛大学学部教員選考規程」「仁愛大学教員選考基準」で教員の採用と昇任の方針を定め、それらに基づく審査と必要な報告を行った上で、採用と昇任を実施している。

教員の資質・能力向上への取組みは、FD 推進委員会による授業評価を実施し、授業改善への組織的取組みを行っている。また、「仁愛大学授業評価優秀者賞制度」は、授業方法改善へのインセンティブを高め教員の能力向上に役立っている。

教養教育については学部共通科目として開講され、「共通教育専門委員会」において編成方針が策定されている。また、学部共通科目「英語」については、「英語教育センター」が基本的な教育内容の策定と学修支援を行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎とも、大学設置基準第 37 条に規定されている基準面積を大幅に上回っている。また、適切な規模の図書館を有しており、学術資料数や開館時間についても、図書館を十分に活用できるための環境が整備されている。情報教育のためコンピュータ室を設置し、学内 LAN や無線 LAN を充実させるなど IT 施設は適切に整備されている。

耐震補強とアスベスト対策は適切に行われ、全棟に身障者用トイレや専用道路を設置するなどバリアフリー化が進められている。

専門教育や学部共通科目など科目の性質により受講生の人数に幅を持たせつつ、習熟度別のクラス編制も必要に応じて設定するなど、教育効果に配慮したクラス編制が行われている。また、教育環境に対する学生の要望は、アンケートを実施して改善に反映させる仕組みが整備されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性については、寄附行為第 3 条に明記されており、その目的を達成するために、組織規程を定めて組織と職員の職務について、職務遂行上の倫理原則を明記している。法人全体の最高意思決定機関としての理事会のもとに法人全体の中長期計画を策定し、大学内部局ごとの事業計画を毎年策定している。それらの進捗状況をチェックする委員会を定期的に開催して管理するなど、継続的な努力を行っている。

学則及び諸規則は、関連法令に従って作成されており、併せて万一の法令違反行為のために「公益通報等に関する規程」も定めており、法令は遵守されている。また、学内外に対する危機管理の体制も整備されている。ホームページに教育と財務に関する情報を公開するとともに、大学ポータルにも参加して情報の公開に努めている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は私立学校法第 36 条と寄附行為により、学校法人の意思決定機関としての体制と必要な規則が整備されている。平成 26(2014)年度においては定期的に理事会を開催し、出席率は妥当なものであった。よって機能性は担保されている。理事の選任については寄附行為に基づき適切に行われており、外部有識者を積極的に理事に選出するなど、戦略的意思決定ができる体制を整えている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織等については、各組織長の教員及び職員を構成員とした評議会を設置し、全学的な重要事項を審議決定している。学長を議長としたこの評議会は月 1 回開催され、規則に基づく権限と責任のもとで機能性を有している。

学長は評議会の議長、自己評価委員会委員長、セキュリティ管理委員会委員長を務めており、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップは発揮されている。学長職を補佐する副学長 2 人については、「教育・研究」と「企画・運営」に担当を分け、職務を明確にしている。また、学長を補佐する職員として事務局次長（学長補佐）、更に事務組織として「総合企画室」を設置し、学長がリーダーシップを発揮するための体制も整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションは、理事長、学園長、法人事務局長、大学側責任者を構成員とした運営協議会を設置し、隔月にて協議が行われている。この運営の調整と情報共有のため、運営協議連絡会が概ね週 1 回開催されており、意思決定の円滑化、連携強化とともに相互チェック体制が整備されている。ガバナンス機能として、監事は公認会計士と連携して監査を実施し、理事会・評議員会で積極的に意見を述べ、職務を適切に遂行している。理事長は、設置学校を効率的に回りながら教職員とのコミュニケーションを図り、法人全体の視点から指示を行うなど、リーダーシップを十分に発揮しており、組織としてバランスのとれた運営がなされている。また、年度初めに全教職員会議を行い、方針の全学共有化を図るとともに意見交換を行うなどしており、教職員の意見をくみ上げる体制も整備されている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織編制は、法人と大学の各組織に関する規則によりその体制が定められ、事務組織及び事務分掌規程により、業務の効果的な執行のための職制及び所掌が定められている。職員の配置は、職員個人の要望、各部署の長の意見書をもとに、理事長及び法人事務局長が事務長等とヒアリングを行った上、法人として総合的な判断を行い、業務に必要な職員を適切に配置している。管理体制は学長のもと、各部署の長を定めて構築している。教員と事務職員が協働できるよう、一部を除き教員を部局長として学生サービスに当たっている。職員の資質・能力向上の機会として、SD 研修会が実施され、また、日本私立大学協会等が開催する部局別研修など外部研修会に参加させている。外部研修会に参加した際のフィードバック体制も確立されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「学校法人福井仁愛学園 中長期計画 2012-2016」にのっとり、計画に基づく財政運営がなされている。法人全体の収支を過去5年間でみると、平成23(2011)年度のみ帰属収支差額でマイナスとなっているが他の年度は黒字であり、収入と支出のバランスが保たれている。

法人部門は毎年一定の寄附金収入があり、科学研究費助成事業の獲得金額は増加しており、外部資金の獲得に向けた努力が認められる。また、人件費比率、教育研究経費比率は、全国平均と同水準で推移している。

施設拡充、退職給与、減価償却等、目的に応じて各種の特定資産を準備し将来計画に備えている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算に関して、予算要求から理事会、評議員会の承認を受けて成立するまでの体制が確立している。予算編成、執行等の会計処理は、「学校法人福井仁愛学園経理規程」及び学校

法人会計基準に基づき適正に処理されている。

当初予算以外に2回程度の補正予算を組み、予算と著しくかい離が出ないよう予算編成が実施されている。また、公認会計士による監査と監事による監査を実施するなどの体制を整備し、監査は厳正に実施されている。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

自己評価委員会を設置し自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価と報告書作成が定期的に行われており、点検の周期は適切といえる。学則第2条において「自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定め、学長を委員長とした「自己評価委員会」と、その事業を推進するための「点検評価室」を置き、自己点検・評価のための恒常的な実施体制が整備されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目4-2を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の報告書については、一定期間、学内ネットワーク上に配置して確認期間を設けるなど、透明性の確保を図っている。現状把握のための調査・データの収集と分析は、それぞれの部局や委員会において恒常的に行われており、必要に応じて報告書も作成し分析結果を教育にフィードバックしている。

学内情報の集約や分析のため平成26(2014)年度からIR委員会を「総合企画室」に新設するなどして体制整備を図っている。また、自己点検・評価の報告書はホームページ上の

「教育情報の公表」のページで公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

各部局及び各センター等で、事業計画書に基づいた PDCA シートを作成している。計画から実行（内容）、結果（達成状況）、改善（課題、次年度計画）までの四つの事項を全ての事業計画において記載しており、各部署は次年度への展開を PDCA サイクルとして機能させ、大学運営の改善・向上を図る仕組みの確立に努めている。

事業計画に基づき、各部署が実行、結果、改善にむけて取組み、事業計画実行の検証を実施するなどしていることから PDCA サイクルは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携

A-1 地域社会との連携方針と情報共有

A-1-① 地域連携・貢献に関する方針の明確化

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体的取り組み

A-2-① 生涯学習への貢献

A-2-② 自治体・諸団体との連携

A-2-③ 教育現場との連携

A-2-④ 附属施設・その他物的資源の提供

【概評】

地域連携・貢献に関しては、学長が重点的運営指針の中で活動方針を明確に示し、全教職員に対して情報の共有化を図って実施されている。大学設置当初から地域に根差した学校を目指しており、「地域連携室」を設置し、平成 19(2007)年 6 月には立地自治体福井県越前市と連携に関する協定書を締結し、平成 25(2013)年度に「地域連携室」を「地域共創センター」として組織を拡充するなど、地域連携教育と地域連携強化に積極的に取り組んでいる。具体的活動では、自治体や各種団体の審議会・委員等への教員の派遣、附属図書館の地域住民への開放等、大学の持つ知的資源、物的資源等を積極的に地域へ提供し、多彩なプログラムのもと、十分な地域連携・貢献の業績を残している。

JR 武生駅前のサテライトキャンパスは、福井県越前市の中心市街地活性化の事業に連携協力して、地域の人々と学生とが行交う具体的な場を創出しようとする試みである。越

前市とはその他にも、地元の農産物を PR するための「食育フェア」等々の個別イベントでの連携や、商工会議所及び地元団体との連携を行っている。

サテライトキャンパスや県内各地で開催する公開講座は、講座数や参加人数から見て、地域のニーズに応える活動となっている。福井県生涯学習・大学開放講座や、福井県内の大学連携リーグ連携企画講座への参加もしており、地域の生涯学習への貢献は大きい。教職課程委員会が開催する著名人を講師に招いた「教育講演会」は、福井県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育現場への貢献となっている。大学の附属施設もそれぞれに地域に貢献しているが、とりわけ附属心理センターにおいては相談件数が増加しており、地域におけるカウンセリング機関として重要な役割を果たしている。

これらの地域連携・貢献にあたっては、授業やゼミナール等を通して学生が大きく関わっており、学生が地域を知り、地域に愛着を持つ教育活動としても評価できる。

